

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 -外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年11月11日

【会社名】 アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー
(Accenture public limited company)

【代表者の役職氏名】 リリアス・リー
秘書役補佐
(Lilias Lee, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、グランドキャナルハーバー、
グランドキャナルスクエア1
(1 Grand Canal Square, Grand Canal Harbour, Dublin
2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【今回の募集金額】 0円(注1)
6,241,062,181円(注2)
(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額
(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に、新株予約権
の行使時の払込金額(見込額)の総額(最大見込
額である。詳細は「第一部 証券情報」を参照の
こと。)を合計した金額である。

【発行登録書の内容】

提出日	令和元年11月1日
効力発生日	令和元年11月10日
有効期限	令和3年11月9日
発行登録番号	1 -外 1

発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額：0円（注3） 52,000,000,000円（注4） （注3）新株予約権証券の発行価額の予定総額 （注4）新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予約権の行使時の払込金額（見込額）の総額（最大見込額）を合計した金額
----------------	---

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番 号	提出年月日	募集金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当なし				
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 0円（注5）

52,000,000,000円（注6）

（注5）新株予約権証券の発行価額の予定総額の残額

（注6）新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予約権の行使時の払込金額（見込額）の総額（最大見込額）を合計した金額の残額

（発行残高の上限を記載した場合）

該当なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

（注7） 本発行登録追補書類において、「会社」又は「当社」とは、アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー、又は、アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー及びその子会社を集合的に指す。

（注8） 本発行登録追補書類において、「米ドル」はアメリカ合衆国ドルをいい、「円」は日本円をいう。

（注9） 便宜上、本発行登録追補書類において括弧内に円で表示されている金額は、別段の表示がない限り2019年10月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買取相場仲値、1米ドル = 108.19円の為替レートで換算された金額である。1円未満は四捨五入している。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新株予約権証券の募集】

別段の記載のない限り、本項に記載される情報は、アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー改正2010年従業員株式購入制度(Amended and Restated Accenture plc 2010 Employee Share Purchase Plan) (以下「ESPP」という。)及びアクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー改正2010年株式報奨制度(Amended and Restated Accenture plc 2010 Share Incentive Plan) (以下「SIP」といい、ESPPと併せて「本制度」という。)の条項に従い採用されたアクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー2020年任意株式投資プログラム(Accenture plc 2020 Voluntary Equity Investment Program) (以下「VEIP」という。)に基づき日本国外において募集される新株予約券も対象とする。

(1)【募集の条件】

発行数	301,413個(注1)(注2)
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	なし
申込単位	1個
申込期間	2019年11月15日から2019年12月15日(注3)
申込証拠金	なし
申込取扱場所	アメリカ合衆国 イリノイ州60601 シカゴ市 ノース・クラーク・ストリート161 23階 (161 North Clark Street, 23rd Floor, Chicago, Illinois 60601 United States of America)
割当日	該当事項なし
払込期日	なし
払込取扱場所	なし
摘要	今回の募集の実施は、2015年12月4日及び2019年7月17日の当社取締役会(以下「取締役会」という。)に属する報酬委員会(以下、「委員会」という。)により承認された。

(注1) 上記の発行数は、VEIPに基づき、日本において交付されるクラスA普通株式の想定される最大交付数(端株は算入しない。)に相当する。VEIPは、当社並びに当社の子会社及び関連会社の卓越した能力を有する主要従業員、取締役、コンサルタント又はその他のサービス提供者(以下「アクセンチュア・リーダー」という。)のうち、一定要件を満たす者を対象としている。本書に基づく募集が対象としているのは、アクセンチュア株式会社を含む当社の日本における子会社のアクセンチュア・リーダー(以下総称して「参加者」という。)である。

(注2) 当該発行数は、当社クラスA普通株式の想定される交付数である。これは、2019年10月1日(ニューヨーク時間)のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の公正市場価額191.385米ドル(20,706円)を購入価格と仮定し、VEIPの行使実績に参加者の給与額の変動予測を加味して算出された想定される最大払出額としての日本国内における募集見込額6,241,062,181円をこれと除することによって算出された想定交付株式数(6,241,062,181÷20,706=301,413)である。公正市場価額とは、当社クラスA普通株式の

該当する取引日のニューヨーク証券取引所における最高値及び最安値の平均値を意味する。新株予約権証券の本邦以外において想定される最大発行数は1,720,255個であり、これは、VEIPに従い本邦以外において交付されるクラスA普通株式の想定される最大交付数（端株は算入しない。）に相当する。

- （注3）本申込期間は、2020年のVEIP対象年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）における参加を受け付ける期間である。この申込期間に参加登録を行った参加者には、当社クラスA普通株式を以下に記載する払込金額で購入する権利（以下「購入権」といい、又は日本法の概念に従い「新株予約権」とも称され、当該権利は他に譲渡できない。）が付与される。2019年12月15日より後にアクセンチュア株式会社に入社し、VEIPに参加する資格があると認められた者（以下「新規適格参加者」という。）は、VEIP対象年度後半について、一定の条件に従い、2020年5月15日から2020年6月15日までの期間において申し込むことが可能となる。かかる参加期間開始の直前まで、当社は、当該新規適格参加者の存在及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額が1億円を超えるかどうかについても把握することはできず、また、予測することもできない。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー・クラスA普通株式(記名式。額面金額0.0000225米ドル。)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株(想定される最大交付株式数は301,413株)(注1)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たりの払込金額は1株当たりの購入価格と同じ 20,706円(191.385米ドル)(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	該当事項なし(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	該当事項なし(注4)
新株予約権の行使期間	2020年1月1日から2020年12月31日まで(注5)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	アメリカ合衆国 イリノイ州60601 シカゴ市 ノース・クラーク・ストリート161 23階 (161 North Clark Street, 23rd Floor, Chicago, Illinois 60601 United States of America)
新株予約権の行使の条件	参加者が当社又は子会社若しくは関係会社のアクセンチュア・リーダーであること等。下記「アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー2020年任意株式投資プログラム プログラム条項」を参照のこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	配当、株式分割、組織再編、資本組入れ、合併、統合、併合、分社化若しくは結合取引、又は株式の買戻し若しくは交換その他会社交換、又は当社クラスA普通株式の株主に対する通常の現金配当以外の配分、又は前記に類する取引により、取締役会及び当社の株主の本制度の承認後に発行済株式に変更が生じた場合、委員会は、その単独の裁量をもって、いかなる者に対しても責任を負うことなく、()本制度に基づき発行され若しくはかかる発行のために留保されている当社クラスA普通株式その他の有価証券若しくは財産の数若しくは種類、()未行使の購入権の対象となる当社クラスA普通株式その他の有価証券の数若しくは種類、()購入価格、及び/又は()影響を受けるかかる購入権のその他の条項について公平であると判断した交換又は調整を行うものとする。

(注1)「想定される最大交付株式数」は、VEIPの行使実績に参加者の給与額の変動予測を加味して算出された想定される最大拋出額としての日本国内における募集見込額6,241,062,181円を、1株当たりの払込金額で除した数である。本邦以外において交付されるクラスA普通株式の想定される最大交付数は、前述のとおり1,720,255株である。

- (注2) 購入される株式数は、毎月の拠出額を、購入日(翌月の5日)の株式の公正市場価額で除することによって算定される。日本の参加者による拠出額は、購入日現在の米ドル相当額に換算される。米国の株式市場が翌月の5日に営業をしていない場合、直前取引日の公正市場価額及び為替レートが使用される。購入は1株単位である。1株単位で購入するにあたり未使用の拠出額は、円建てのまま翌月に繰り越される。対象年度中に脱退しなかった参加者は、さらに、対象年度終了後の2021年1月5日に、その日までに購入権の行使により取得したクラスA普通株式を譲渡又は移転していない限り、購入権の行使により取得されたクラスA普通株式2株につき1つの制限付株式ユニット(Restricted Share Unit)を無償で付与される。1制限付株式ユニットに満たない端数は切り捨てられる。制限付株式ユニット付与日より2年後に、それまで雇用が継続し、その他条件を満たしている場合に、制限付株式ユニットに係る制限が解除される。本書においては、制限付株式ユニットにより付与されるクラスA普通株式の株式数については記載していない。
- (注3) 1株当たりの購入価格は、各月の購入日における公正市場価額に相当する。便宜的に、これらの金額は、当該日における公正市場価額を2019年10月1日付の公正市場価額である191.385米ドルと仮定し、算出され、20,706円は、上記のレートに基づき算出されている。
- (注4) 当該新株予約権の行使に際しては、新株は発行されず、自己株式が交付される。
- (注5) 「新株予約権の行使期間」は、月次付与される株式の購入権行使日の初日(2020年1月1日)および最終日(2020年12月31日)を含む。本書においては、制限付株式ユニットに係るクラスA普通株式の付与期間については記載していない。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
6,241,062,181円(注1)	50,000米ドル(5,409,500円)	6,235,652,681円

「払込金額の総額」は、VEIPの行使実績に参加者の給与額の変動予測を加味して算出された想定される最大拠出額である。

(2)【手取金の使途】

本募集は、当社の将来的成功に従業員と分かち合うことを目的とするものであり、資金調達を目的としていない。

そのため、差引手取概算額(6,235,652,681円)は、一般事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額及び時期については未定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

目論見書の表紙裏面直後に、以下を記載する。

「アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー2020年任意株式投資プログラムに基づく新株予約権を行使した結果として交付されるアクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー・クラスA普通株式（以下「アクセンチュア株式」といいます。）は、米ドル建てです。VEIP期間中の各月において参加者が給与から拠出した金額は、日本円にて積み立てられ、積み立てられた金額は、翌月の5日に米ドルに換算されます。このため、参加者のアクセンチュア株式の投資価値は、外国為替相場の変動により著しく影響を受けることがあります。」

アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー
2020年任意株式投資プログラム
プログラム条項

<p>管理</p>	<p>アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー（以下「当社」という。）の任意株式投資プログラム（以下「VEIP」という。）は、アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー改正2010年株式報奨制度（改正済み。以下「SIP」という。）及び株式の購入に関しては、中国を除くすべての国においてアクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー改正2010年従業員株式購入制度（以下「ESPP」という。）の条項に従って採用されている。</p>
<p>プログラム内容の概要：</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者は税引後現金給与を任意でVEIPに出資し、株式を公正市場価額で月次取得する資金とする。参加者は月次購入の前に株式を取得しないことを選択することができ、これによりVEIPから脱退することができる。 ・参加者はプログラム年度終了後制限付株式ユニット（Restricted Share Units(RSU)）の50%のマッチング付与を受ける。ただし、引き続きプログラムに参加していることを要する。 ・参加者の月次現金給与（基本給及び賞与の現金報酬）の1%～30%（整数）をVEIPに基づく株式購入に充てることができる（税引前現金給与に基づいて計算されるが、税引後給与から控除される）。控除された金額は、株式を毎月取得する譲渡不可能な権利の行使のために用いられる。 ・年次参加については、報酬委員会の裁量により何時でも上限を設定することができる。
<p>適格参加者：</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社又は適格関連会社のあらゆる地域（法律上許容され、管理上実行可能かつ望ましい地域）のあらゆる部署に雇用されるアクセンチュア・リーダー（Accenture Leaders）とする。 ・VEIPへの参加は参加者の選択によるものであり、適用参加期間中に行うものとする。 ・VEIPのプログラム年度中に当社及び適格関連会社内で海外転勤又はその他の転勤があった参加者は、管理上及び法律上実際的かつ実行可能であることを条件として、引き続きVEIPに参加することができる。
<p>月次購入の資金源：</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税引前の基本給及び賞与の現金報酬に基づくが、税引後給与から控除される。 ・現金出資は給与期間ごとに積み立てられる（大半の国では毎月）。 ・現金出資は給与が支給された月の翌月の5日の取引所終値又は場合に応じてアクセンチュア株式が取引された前営業日に米ドルに交換される。

2020年付与プール：	VEIPマッチング付与に係る1,375,675株相当のRSU及び配当調整又はそれに準ずるものに関連して必要となり得る追加的な株式。当該株式については、報酬委員会が委任した権限に従い、当社の経営幹部兼最高人事責任者（Chief Leadership & Human Resources Officer）が再分配する。中国を除き、購入された株式はESPPの株式プールから付与される。中国においては、購入された株式はSIPの株式プールから付与される。RSUのマッチング付与の対象となる株式は、SIPにおいて承認された株式プールから交付される。
選択割合：	<ul style="list-style-type: none">・ 1%から30%の間で1%刻みで税引後現金給与を出資することを選択することができる。実際の参加割合は、報酬委員会が参加総数に上限を設定した場合及び/又は募集地の適格支払要素に上限がある場合、調整されることがある。・ 参加期間の終了後は、プログラム年度においては選択（出資割合を含む）を撤回することができない。（参加者がVEIPから脱退する場合を除く）
選択時期：	適格参加者は、年度ごとにプログラム年度開始前の年次参加期間に参加を選択することができる。年次参加期間終了後雇用される適格参加者又は年次参加期間終了後適格参加者となるアクセンチュア・リーダーは、授権された承認者がその裁量により設定する参加要項に従うことを条件として、第2次参加期間に参加することを選択することができる。
プログラム年度	12月31日に終了する12ヶ月。
株式購入及びマッチング付与の時期：	<p>月次株式購入：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現金出資は給与期間ごとに積み立てられる。給与が支給された月の翌月5日に公正市場価額で非制限株式が購入される（すなわち、9月に支給され、VEIPに積み立てられた給与額により10月5日に株式が購入される）。ただし、参加者が株式を取得する権利を行使しないことを選択し、それにより当該年度におけるプログラムから脱退した場合はこの限りではない。・ プログラム年度の最初の株式購入は2月5日に行われる。・ 株式の購入は1株単位とする（端株の購入はできない）。端数は翌月に繰り越され、プログラム年度終了後残っている端数があれば（最終の月次購入後）現金で払い戻される。・ 購入された株式は、中国を除き、ESPPにおいて承認された株式プールから交付される。中国においては、購入された株式はSIPの株式プールから付与される。 <p>RSUのマッチング付与：</p> <ul style="list-style-type: none">・ プログラム年度について最終の月次購入と同時に付与される（翌年の1月5日）。・ 株式の付与は1株単位とする（端株は付与されない）。株式計算の結果端株が生じた場合は当該端株については失権する。
月次株式購入価格 / RSU付与価格：	公正市場価額

マッチング付与の株式種類：	RSU
マッチング付与の授与：	<p>マッチング付与は、プログラム年度に購入され、マッチング付与日付で参加者が保有する株式総数の50%に相当する数とする。参加者は、マッチング付与日において引き続きプログラムに参加していることを要する。前述にかかわらず、当該参加者の賞与の全額又は一部が、当該参加者の通常の給与が支払われている法域と異なる法域にてプログラム年度終了時に支払われなければならない場合、かつ、このために当該参加者が事前に選択した寄与割合全額を満たすことができない場合、当該参加者は、賞与全額を当該参加者が事前に選択した寄与割合にて株式の購入に充てた場合に受領するはずであった数の追加のRSUマッチング付与（1株単位）を受領する権利を有する。</p>
マッチング付与の権利確定及び株式に係る制限の解除：	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチング付与は付与日から2年後の応当日に権利が一括確定する。 ・RSUの対象となる株式は、通常の予定された権利確定後可及的速やかに制限が解除されるものとする。
税務目的による対象株式に係る制限の解除	<p>付与されたRSUの対象となる株式は、関連する報奨に係る参加者の租税債務をカバーするために当社の裁量（権限ある者の承認により証明される）により本書に記載する時期より早期にその制限が解除されることがある。</p>
授権された承認者	<p>経営幹部兼最高人事責任者（Chief Leadership & Human Resources Officer）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条項に基づくRSUのマッチング付与の承認。 ・適用参加期間外の参加容認及び当該参加の要項の決定。 <p>会計監査役（Controller）及び経営陣兼最高会計責任者（Chief Leadership & Accounting Officer）並びに最高人事責任者（Chief Human Resources Officer）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬委員会が参加総数に上限を設定した場合及び/又はESPP若しくはSIPに基づく積立株式の超過が予想される場合、すべての参加者を対象として管理運営上合理的な方法により、月次出資及び/又はRSUのマッチング付与を終了又は調整することができる。
募集地における変更：	<p>・執行役員及びグローバル・マネジメント委員会委員に付与される購入権利及び報奨に関する事項を除き、2名以上の共同で行為する権限のある者は、法律上、税務上、会計上又はプログラムの実行上、全世界、国別又は個人別の懸念がある場合、関係する条項を変更する権限を有している。ただし、かかる変更又は追加された条項は、委員会により承認されたアクセンチュア経営幹部株式プログラム全般と矛盾がないことを要する。かかる修正は、米国の内国歳入法第409A条の遵守のために必要となる変更を含む。</p>

他の条件：	<ul style="list-style-type: none"> ・VEIPに基づくRSUの付与は、すべて当社の同種の報奨の条件（譲渡制限及び競合禁止を含むが、これに限られない。）を記載した合意書に基づき行われる。 ・参加者は、本条項に基づき購入し又は受領した株式については、本プログラムの条項に定める保有期間の適用を受けない。 ・株式の配当は、参加者の指示に従い支払われる。
-------	---

退社に関する条項

死亡又は障害	<p>月次現金出資：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式購入に充てられていない現金出資は返金され、雇用終了日以降購入は行わない。 <p>マッチング付与されるRSU：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング付与の付与日以降に退社した場合を除き、マッチング付与は行わない。 ・雇用終了前に付与された未確定のRSUは、すべて即時確定する。 ・すべての付与に関する株式交付は繰り上げられ、すべての株式は死亡又は障害による退社後可及的速やかにその制限が解除される。
懲戒免職	<p>許容される法域においては：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式購入に充てられていない現金給与は参加者に返金され（債務との許容可能な相殺の上）、以後の購入は行わない。 ・購入された株式についてのマッチング付与は行わない。 ・すべての未確定のRSUは取り消され、没収される。 ・参加者は従前マッチング付与により交付された株式と同数の株式数（又は現金相当額）を返還・返金することを要する。
自主退職	<p>月次現金出資：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式購入に充てられていない現金給与は参加者に返金され、退職日以後の購入は行わない。 <p>マッチング付与されるRSU：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング付与の付与日以降に退社した場合を除き、マッチング付与は行わない。 ・以下に掲げる場合を除き、未確定のRSUはすべて取り消され、没収される。 ・当社の経営幹部兼最高人事責任者（Chief Leadership & Human Resources Officer）が指定した法域に所在する、自主退職直前時点における勤続年数が15年以上のシニア・マネージング・ディレクター（Senior Managing Director）（以下「シニア・マネージング・ディレクター」という。）のうち、3年以上シニア・マネージング・ディレクターであった参加者には、マッチング付与日後に当社の承諾を得て自主退職する際に、未確定のマッチングRSUのすべてが完全に確定する。株式の交付スケジュールに変更はない。ただし、当該退職後に当該参加者が死亡した場合を除く。この場合、株式の交付は繰り上げられ、権利が確定した未交付の株式はすべて、死亡後可及的速やかにその制限が解除される。

解雇	月次現金出資： ・株式購入に充てられていない現金控除は返金され、退職日以後の購入は行わない。 マッチング付与されるRSU： ・マッチング付与の付与日以降に退社した場合を除き、マッチング付与は行わない。 ・マッチング付与が行われた日から12ヶ月以内に解雇した場合、付与の50%は退社と同時に確定する。マッチング付与が行われた日から12ヶ月経過後に解雇した場合、付与の100%が退社と同時に確定する。その他残りの未確定RSUは没収される。 ・株式の交付スケジュールに変更はない。ただし、解雇後当該参加者が死亡した場合を除く。この場合、株式の交付は繰り上げられ、権利が確定した未交付の株式はすべて、死亡後可及的速やかにその制限が解除される。
定年退職	自主退職として取り扱う。
未確定分	VEIPに基づき付与され、参加者の退社前に確定していないすべてのRSU（又はその一部）は、自動的に失効し、取り消され、没収される。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度平成30年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

平成30年12月21日関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度2019年度中（自 平成30年9月1日 至 平成31年2月28日）

令和元年5月28日関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日（令和元年11月11日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づくもの）を平成31年3月11日に関東財務局長に提出

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日（令和元年11月11日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づくもの）を令和元年9月11日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

発行会社は、発行登録書に添付の通り、2019年10月29日に、米国において、2019年8月31日に終了した事業年度に係る10-Kを公表しているが、当該10-Kに記載された財務結果やリスク情報については、上記に掲げた参照書類には反映されていない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。